政治結社大日本義神塾
報告年月日　25. 4.22（24.12.31解散）
1　収入総額　248,525
　前年繰越額　525
　本年収入額　248,000
2　支出総額　248,525
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(4人)　248,000
4　支出の内訳
　経常経費　120,000
　　事務所費　120,000
　政治活動費　128,525
　　機関紙誌の発行その他の事業費　30,125
　　宣伝事業費　30,125
　　その他の経費　98,400

政治結社大日本弘神会
報告年月日　25. 6.24（24. 5.30解散）
1　収入総額　157,858
　前年繰越額　7,858
　本年収入額　150,000
2　支出総額　150,467
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(6人)　150,000
4　支出の内訳
　政治活動費　150,467
　　組織活動費　150,467

政治結社大日本宏竜会
報告年月日　25. 4. 4（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本天政会本部
報告年月日　25. 5.17（24.12.31解散）
1　収入総額　300,150
　本年収入額　300,150
2　支出総額　300,150
3　本年収入の内訳
　寄附　300,150
　　個人分　300,150
4　支出の内訳
　経常経費　230,150
　　人件費　41,670
　　光熱水費　29,420
　　備品・消耗品費　97,850
　　事務所費　61,210
　政治活動費　70,000
　　寄附・交付金　70,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間五万円以下のもの　300,150

政治結社日韓同志会
報告年月日　25. 4. 9（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社八紘会（仲村富美男）
報告年月日　25. 3.25（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大日本国防連合、武尚會
報告年月日　25. 4.24（24.11.30解散）
1　収入総額　270,000
　本年収入額　270,000
2　支出総額　270,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(18人)　270,000
4　支出の内訳
　政治活動費　270,000
　　組織活動費　270,000

冨田裕樹後援会
報告年月日　25. 4. 5（24.11.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本この手で何とかする運動
報告年月日　25. 3.15（24.12.31解散）
1　収入総額　2,240,817
　前年繰越額　2,240,383
　本年収入額　434
2　支出総額　1,966,475
3　本年収入の内訳
　その他の収入　434
　一件十万円未満のもの　434
4　支出の内訳
　政治活動費　1,966,475
　　組織活動費　966,475
　　選挙関係費　1,000,000

日本政経調査会（筒井　脩夫）
報告年月日　25. 3.26（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

農政推進協議会
報告年月日　25. 1.23（24.12.26解散）
1　収入総額　61,186,419
　前年繰越額　61,173,224
　本年収入額　13,195
2　支出総額　61,186,419
3　本年収入の内訳
　その他の収入　13,195
　一件十万円未満のもの　13,195
4　支出の内訳
　政治活動費　61,186,419
　　寄附・交付金　61,185,894
　　その他の経費　525

民族運動聯心会総本部
報告年月日　25. 4.15（24.12.31解散）
1　収入総額　960,000
　本年収入額　960,000
2　支出総額　960,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(8人)　960,000
4　支出の内訳
　経常経費　470,000
　　光熱水費　120,000
　　備品・消耗品費　150,000
　　事務所費　200,000
　政治活動費　490,000
　　調査研究費　490,000

立学舎
報告年月日　25. 6.26（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき公告第三百五十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月八日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第九十五条第二項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第二項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行予定額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千八十七億四千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千三百十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆三千七十九億八千二百三十三万九千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　十一億三千八百三十三万八千四百円

八　最低額面金額　千万円